

第6回和歌山県医療対策協議会の協議について

【第6回協議会の主旨】

令和3年度から研修を開始する研修医の募集定員の決定にあたり、各委員のご意見をお伺いするものです。

【概要】

- 平成30年7月に医療法・医師法が一部改正され、令和2年4月1日以降、臨床研修病院の指定権限及び定員設定権限等が、国から県へ移譲されます。
- 令和3年度以降に研修を開始する研修医の募集定員については、都道府県知事が、地域の実情等を勘案し、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、臨床研修病院ごとの募集定員を設定します。
- そこで、県では以下の考え方にに基づき、募集定員案を作成しました。
(資料1「令和3年度から研修を開始する研修医の募集定員について」5頁参照)
 - (1) 各病院の希望定員の範囲内で配分
 - (2) 県全体の採用者数見込（過去3年間の採用実績の平均値に基づく）が前年度の内定者数（96）を下回らないよう配分
 - (3) 前年度の募集定員が、
 - ・5名以下の病院は、前年度の募集定員を保証
 - ・6名以上の病院は、過去3年間の採用実績の最大値に基づく按分により配分
 - (4) 令和4年度以降の募集定員を検討する際は、臨床研修終了後の県内残留率等を考慮する
- つきましては、県の考え方及び令和3年度募集定員案について、ご意見をお伺いします。
- また、都道府県で募集定員を配分した結果、やむを得ず一病院あたりの定員配分数が1名となる場合、地域医療対策協議会において了承を得たものに限り、定員上限を超えて、当該病院の募集定員数を2名に増加することが認められています。
- そこで、県で配分した結果、ひだか病院、南和歌山医療センター、新宮市立医療センターの募集定員が1名となることから、3病院の募集定員を2名とすることについて、ご意見をお伺いします。

【協議の進め方】

- 資料1「令和3年度から研修を開始する研修医の募集定員について」の内容をご確認いただき、別紙「令和元年度第6回和歌山県医療対策協議会における意見書」にご意見等を記載のうえ、ご提出下さい。
- 今回お伺いしたご意見を踏まえ、県において「令和3年度から研修を開始する研修医の募集定員」について決定いたします。